

秋田市監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第2項の規定に基づき、  
包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名および住所ならびに当該  
監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間  
を次のとおり告示する。

令和5年5月31日

秋田市監査委員 鶴田嘉裕

秋田市監査委員 高井宏司

秋田市監査委員 安井誠悦

秋田市監査委員 三浦清

- 1 包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名および住所  
長谷部 光 哉  
秋田県秋田市八橋本町三丁目5番6号  
菅 希代美  
秋田県湯沢市上院内字小沢107番地6
- 2 包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間  
令和5年6月1日から令和6年3月31日まで